

名古屋北部民商ニュース

2018年11月12日(月)発行
No.304

名古屋北部民主商工会

名古屋市北区大野町三丁目19番地
TEL (052) 915-8111 FAX (052) 915-8114
E-MAIL jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

「中小業者にマイナンバーの取り扱いを押し付けるな」と交渉

11月1日(木)午後、愛知労働局と愛商連との話し合いが行われました。前回8月の懇談に引き続き、雇用保険の手続きに関するマイナンバー記載問題が話し合われました。

今回は、冒頭に3人の業者が現状を語り、「マイナンバーを扱えない」「扱いたくない」と訴えました。

名古屋南民商の会員は「従業員が2名いるが、他人の番号を扱いたくないし、扱えない。個人番号がもし漏れてしまったら、罰せられるのは事業所であり自分」。

津島民商の会員は「工場に机は2つしかなく、間仕切りや専用のパソコンの設置は不可能」。

名古屋東部民商の会員も「パートが2人いるが、余分な費用、負担、義務は負いたくない」と口々に語り、マイナンバーの押し付けが現状を無視していることを明らかにしました。

それに対し、労働局雇用保険係課長補佐は「個人番号を記載しない場合、個人事由以外は返戻する」と回答。民商

側が「業務取扱要領20703(3)で『1欄(個人番号)は、当該対象者の個人番号を記載する。なお、同欄が空欄の場合でも受付することとする。また、個人番号の扱いについては、23602(被保険者が事業主等に対し個人番号の提供を拒否している場合等何らかの理由により、必要な確認等を行った上で受理して差し支えない)を参照」となっており、どうして返戻するのか」と質すと補佐はいったん退席。戻ると「個人

人事由以外の番号記載は返戻する」と繰り返して「受付はするが受理しない」と発言。民商側は「番号法は、努力義務としてい



配偶者控除・配偶者特別控除が改正されました

平成30年分(2018年分)以後の所得税において、配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正が行われ、**合計所得金額が1,000万円を超える所得者については、配偶者控除の適用を受けることはできないこととされました。**

また、**配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされ、その控除額は下表のとおり改正されました。**

《配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額》

		給与所得者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の給与所得者の給与等の収入金額)			【参考】 配偶者の収入が給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額
		900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 38万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円以下
	老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円	
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 38万円超 85万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円超 1,500,000円以下
	85万円超 90万円以下	36万円	24万円	12万円	1,500,000円超 1,550,000円以下
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円	1,550,000円超 1,600,000円以下
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円	1,600,000円超 1,667,999円以下
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円	1,667,999円超 1,751,999円以下
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円	1,751,999円超 1,831,999円以下
	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円	1,831,999円超 1,903,999円以下
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円	1,903,999円超 1,971,999円以下
	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円	1,971,999円超 2,015,999円以下
	123万円超	0円	0円	0円	2,015,999円超

(注) 給与所得者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることができません。

年末調整・学習会のご案内 『学習・自主作成会』

日時: 12月10日(月) 19:30~

12月12日(水) 14:00~

場所: 民商事務所・3階

= 持ち物 =

源泉徴収簿(給与台帳)、扶養控除申告書、保険料控除申告書、国保料の領収書(通知書は不可)、各種控除証明書、住宅特別控除計算書、横判、認印(法人は実印)

※「年末調整・実務相談会」の日程は改めてお知らせします。

毎月15日までに集金して班、支部の役員に届けてください。
会費の集金は15日80%、月末100%になるようご協力を!!

名古屋北部民商の
ホームページはコチラ

